

# 令和8年度 奈良市会計年度任用職員 教職員課（用務員）

応募締切：令和8年2月19日（木）必着

## 1. 募集内容等

採用予定人数	13名
職務内容	<p>学校における用務員業務全般</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校の教育環境設備に関すること（校舎の簡易な補修、校内の環境整備他）</li><li>・学校の管理運営に関すること（文書物品の授受配達、校内外の必要な施錠及び解錠他）</li><li>・学校の教育の補助に関すること（学校行事の準備・設営等）等</li></ul>
募集要件	<p>必須ではありませんが、次の要件を満たすことが望ましいです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原動機付き草刈機を使用できること</li><li>・学校の用務員としての勤務経験があること</li></ul>
受験資格	年齢・学歴不問

※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務地	奈良市立学校（高等学校・中学校・小学校）
給与	<p>日額 8,847円×年216日以内</p> <p>※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。</p> <p>※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。</p> <p>※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。</p>
勤務時間	<p>午前8時30分～午後5時（休憩時間：45分）</p> <p>学校により始業時間や終業時間が異なる場合があります。</p>
休日	・定例日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

	・非定例日　学校休業日ほか所属長が定める日 ただし、学校行事等で休日に出勤する場合があります。
休暇	特別休暇他
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第 22 条及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後 1 か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	公立学校共済組合（健康保険）、厚生年金、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。

### 3. 申込方法等

申込方法	<p>以下のいずれかの方法でお申し込みください。</p> <p>①以下のWeb申込フォームから必要事項を入力のうえ、お申し込みください。 (Web申込フォーム) <a href="https://logoform.jp/f/lmaKf">https://logoform.jp/f/lmaKf</a></p>  <p>(令和 8 年 2 月 19 日 17 時 15 分入力締め切り)</p> <p>②別添の履歴書に必要事項を記入し、教職員課へ<u>送付</u>又は<u>持参</u>してください。 (令和 8 年 2 月 19 日 17 時必着)</p>
選考日時	令和 8 年 2 月 25 日から 27 日のいずれかの日 (日時については 2 月 20 日までに調整し、連絡します。)
試験の方法	面接試験
採用予定日	令和 8 年 4 月 1 日

### 問合・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>教職員課 給与総務係

<電話番号>0742-34-5299

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

- ※ 履歴書提出による申し込みの場合、申込書類は受付後返却しません。
- ※ 申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。
- ※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録(人材管理システム)に登録し、府内で共有いたします(人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません)。
- ※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。
- ※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。